

令和3年6月25日招集

令和3年 第6回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和3年第6回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和3年第6回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和3年6月25日（金） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（16名）

1番 大江 正好	2番 本田 勝彦	3番 門脇 功
4番 東海 林光輝	6番 寒河江 一浩	7番 庄子 裕絵
8番 高岡 貞雄	9番 仲野 孝藏	10番 石山 一穂
11番 吉田 好春	13番 栗原 洋幸	14番 阿部 昇
15番 大内 恒一	17番 岡田 和敏	18番 瀬野 幸太郎
19番 菅原 繁治		

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第8号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第 5 議第9号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 6 議第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 7 議第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第 8 議第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 9 議第45号 農用地利用集積計画について
- 第10 議第46号 東根農業振興地域整備計画の変更について
- 第11 農地あっせん委員会の報告
- 第12 農地転用委員会の報告
- 第13 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡田 正樹	農政主査兼係長	杉村 兼吾
農地係長	松岡 義朗	主任	三坂 智江美

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和3年第6回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番高岡茂雄委員、12番岡田邦弘委員、16番小野博委員であります。遅刻の届出ありました委員、まだ見えていない委員は、おりません。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

11番 吉田好春委員、13番 栗原洋幸委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第5回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第8号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第10、議第46号東根農業振興地域整備計画の変更についてまでの、2報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

令和3年第6回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は2件です。

報第8号農地の転用の制限の例外確認申請について。

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係。

受付番号 3 番、申請者住所氏名：東根市大字沼沢●●●●、●●●●。転用しようとする土地の表示、土地の所在：大字沼沢字横台●●●●。地目：畑、面積：243 m²の内 12.96 m²。土地の所有者：●●●●。転用の理由：農作業小屋を設置する。所要面積：農作業小屋 12.96 m²。

以下、受付番号 4 番の申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。3 頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は 1 件です。

報第 9 号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第 1 項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4 頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号 49 番、土地の所在：大字野田字シタ●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍：420 m²。賃貸人住所氏名：東根市大字野田●●●●、●●●●。

賃借人住所氏名：東根市大字藤助新田●●●●、●●●●。解約後の利用：自己保全となります。5 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、11 件です。

議第 42 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転。

受付番号 47 番、土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：2,210 m²。

譲渡人住所氏名：山形市本町一丁目●●●●、亡●●●● 相続財産管理人 ●●●●。

事由：共有者死亡による他の共有者への持分売渡（持分 3 分の 1）。

経営面積：22 a。譲受人住所氏名：東根市中央三丁目●●●●、●●●●。

事由：共有者死亡に伴う他の共有者による持分買受（持分 8 分の 1）。経営面積：22 a であります。

以下、受付番号 48 番から 7 頁の受付番号 55 番までの 8 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表、所有権移転は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8 頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定。

受付番号56番、土地の所在：大字松沢字川原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍：326㎡。貸人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●。事由：労力不足。経営面積：236a。借人住所氏名：東根市大字松沢●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：97aであります。

農地法第3条総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定。

受付番号57番、土地の所在：大字野川字向田●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：2,613㎡ほか4筆。貸人住所氏名：東根市大字泉郷●●●●、●●●●。事由：農業法人設立のため。経営面積：1,182a。借人住所氏名：山形市花楸一丁目●●●●、●●●●。事由：新規就農（法人化予定）。経営面積：0aであります。

農地法第3条総括表、使用貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10頁をお開き下さい。

今月の農地法第4条の許可申請は、2件です。

議第43号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。11頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係。

受付番号5番、土地の所在：神町北四丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍：433㎡。申請人住所氏名：東根市大字猪野沢●●●●、●●●●、●●●●。職業：農業。転用後の主要目的：居宅、駐車場、雪捨場、通路他で、所要面積計が433㎡であります。

以下、受付番号6番は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第4条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。12頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、12件です。

議第44号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。13頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係。

受付番号20番、土地の所在：中央五丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、

地籍 645 m²。譲渡人住所氏名：東京都東村山市富士見町一丁目●●●●●、●●●●●。

職業：無職。

譲受人住所氏名：新庄市若葉町 5 番 5 号、株式会社柿崎工務所 代表取締役 柿崎和朗。

職業：建設業。転用後の主要目的：建売住宅、駐車場、雪捨場、通路他。

所要面積計が 645 m²。備考として所有権移転であります。

以下、受付番号 21 番から 15 頁の受付番号 31 番までの 11 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。16 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請、農地法第 4 条及び第 5 条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にして下さい。17 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、3 計画です。

議第 45 号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。18 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 27 番、土地の所在：大字羽入字東原●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑。地籍：1, 119 m²。売人住所氏名：東根市大字羽入●●●●●、●●●●●。

買人住所氏名：東根市大字羽入●●●●●、●●●●●。利用目的：畑として利用。

移転時期：令和 3 年 6 月 25 日。対価、総額：100 万円。支払方法：現金。支払期限：令和 3 年 7 月 12 日。引き渡し時期：令和 3 年 7 月 13 日。買人の耕作面積は 318 a であります。

農用地利用集積計画総括表、所有権移転は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。19 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 191 番、土地の所在：大字長瀬字西方●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：1, 790 m²ほか 3 筆。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●●、●●●●●。

借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●●、●●●●●。種類：賃貸借権設定。

利用目的：水田として利用。始期：令和 3 年 6 月 25 日、終期：令和 6 年 6 月 24 日。

賃借料：10 a あたり 1 万円、3 年新規。借人の耕作面積は 252 a であります。

農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。20 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定です。

受付番号 192 番、土地の所在：大字荷口字沼田●●●●●。地目、登記簿：田、現況：

樹園地、地籍：1,041 m²。貸人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●●、●●●●●。

借人住所氏名：東根市大字荷口●●●●●、●●●●●。種類：使用貸借権設定、利用目的：樹園地として利用。始期：令和3年6月25日、終期：令和13年6月24日。賃借料：無償、10年新規。借人の耕作面積は138aであります。

農用地利用集積計画総括表、使用貸借権設定は、記載のとおりです。21頁をお開き下さい。

議第46号東根農業振興地域整備計画の変更について。

別紙、土地に係る東根農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、本会の意見を求めるものであります。

22頁をお開き下さい。

東根農業振興地域整備計画変更内容。

農用地区域除外3件、面積3,879.97 m²となります。

ナンバー1、中央東三丁目●●●●●。台帳地目：畑、現況地目：畑。用途区分：農地、面積：574 m²ほか2筆。所有者：●●●●●。

申出者：株式会社マルニ鈴木食品 代表取締役 奥山伸二。事業計画：駐車場、雪押場。

以下ナンバー2からナンバー3までの2件については、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

用途区分変更1件、面積43,963 m²となります。

ナンバー1、大字長瀬字北方●●●●●。台帳地目：田、現況地目：田。用途区分：農地、面積：1,159 m²ほか57筆。所有者：田村畜産株式会社。

申出者：田村畜産株式会社 代表取締役 田村欣也。事業計画：牛舎、堆肥者、堆肥処理施設、堆肥保管施設であります。23頁をお開き下さい。

只今ご説明しました農振除外申請箇所的位置図となります。

また、24頁から31頁までが、申請地毎の案内図及び字切図となりますのでご参照下さい。

以上で、報告案件2件と、議案5件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第11、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。15番、大内恒一農地あっせん委員会委員長。

【15番大内恒一農地あっせん委員会委員長】

はい、15番大内です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を6月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請9件、賃貸借権設定の許可申請1件、使用貸借権設定の許可申請1件、合計11件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る6月16日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号47番の申請事由は、相続人不存在による共有持ち分の移転となります。

受付番号48番の申請事由は、部分贈与となります。

受付番号49番から55番までの申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号56番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請ですが、受付番号57番の申請事由は、新規就農であり、後に法人化する予定であります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしており、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

なお、受付番号47番については、農地の位置、面積、形状等からみて、共有名義人が取得しなければ利用することが困難であるため、農地法施行令第2条第3項第3号の特例に該当するものと判断したところであります。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしくお願いいたします。

【議長】

次に、日程第12、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

9番、仲野孝藏農地転用委員会委員長。

【9番仲野孝藏農地転用委員会委員長】

はい、9番仲野です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を6月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第4条による許可申請2件、農地法第5条による許可申請12件、東根農業振興地域整備計画の変更4件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る6月16日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第4条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、
受付番号5番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にある
ため、第三種農地となりますが、一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

受付番号6番については、農振農用地区域内の農地となりますが、転用面積が200㎡を
超える農業用施設を整備するものであります。

農地区分(農用地区域内農地)「第2の1の(1)のアの(ア)」に該当。

立地基準(農用地区域内農地)「第2の1の(1)のアの(イ)b」に該当。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付
番号20番、21番、22番及び24番については、都市計画法に規定する用途地域が定められ
ている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号20番は建売分譲、受付番号21
番は宅地分譲、受付番号22番は一般住宅、受付番号24番は集合住宅を整備するものであ
ります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

受付番号23番、25番、27番及び31番については、農地の規模が10ヘクタール以上の
区域にあるため、第一種農地となりますが、受付番号23番は集落に接続して倉庫、受付
番号25番は、県道沿いの区域内に流通業務施設となる貸倉庫、受付番号27番は、隣接敷
地の2分の1までの拡張により雪捨て場、受付番号31番は、集落に接続して一般住宅を整
備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(e)」に該当。

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)e(d)」に該当。

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)e(e)」に該当。

受付番号26番については、申請地から概ね300メートル以内に高速自動車道の出入り口
があるため、第三種農地となりますが、貸駐車場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)a(b)」に該当。

受付番号28番、29番及び30番については、宅地化の状況から第三種農地に掲げる程度
に達していると思われる区域に近接する農地の区域で、その農地の規模が10ヘクタール
未満の区域内にある事から、第二種農地となりますが、集落に接続して受付番号28番及び
29番は一般住宅、受付番号30番は駐車場を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(ア)b」に該当。

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(イ)b」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付す

ることの意見の一致をみました。

次に、東根農業振興地域整備計画の変更についてであります。農用区域除外の3件と、用途変更の1件につきまして、農地転用案件と同様に事務局及び当番委員による現地調査、さらに、独自調査を基に内容を慎重審議した結果、農用区域除外につきまして、申請番号1番については、隣接敷地の2分の1までの拡張により駐車場と雪捨て場、申請番号2番については、鉄道の駅から概ね500メートルの区域内に事業所、申請番号3番については、すでに宅地としている農業用施設から、自家用車庫への建て替えを行うものであります。

また、用途変更につきまして、申請番号1番については、4ヘクタールを超える牛舎等を整備するものであり、いずれの申請につきましても同意することについて、やむを得ないとの意見の一致をみたところであります。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。18番瀬野幸太郎委員。

【18番瀬野幸太郎委員】

はい、18番瀬野です。22頁の東根農業振興地域整備計画変更内容の「用途区分変更」についてですが、通常であれば総会に諮る案件ではないと思うのですが、今回、総会議案としたのはどういった理由からなのか、お聞きしたい。

【議長】

只今の瀬野委員からの質問について、事務局より答弁願います。

【松岡係長】

瀬野委員のおっしゃる通り、本来であれば総会に諮る案件ではないのですが、面積が4ヘクタールという広範囲にわたる用途変更であり、その後の転用許可では、国まで協議される案件であることから、総会へ上程した次第です。

【議長】

事務局より説明がありましたが、瀬野委員よろしいですか。

【18番瀬野幸太郎委員】

はい、わかりました。

【議長】

ほかに何かご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 13、地区委員会の開会についてでありますがお諮りいたします。
ただいまから 15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告
を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

15 分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。それでは、ここで暫時休憩いたし
ます。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を
求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【3 番 門脇功委員】

3 番門脇です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 42 号については、経営規模拡大、部分
贈与及び共有者による持ち分買受によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働
力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 43 号及び 44 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を
満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 46 号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得な
いと認め、同意することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【4 番 東海林光輝委員】

4 番東海林です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 42 号については、新規就農によるもので、
農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、
許可することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【10番 石山一穂委員】

10番石山です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第42号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第43号及び44号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第45号については、水田、畑 および 樹園地 として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第46号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、同意することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくをお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第8号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び、報第9号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、議第42号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議第43号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議第44号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議第45号農用地利用集積計画について、議第46号東根農業振興地域整備計画の変更について、以上5案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。議第42号から議第46号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当との意見を付すること、決定すること、及び、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第42号から議第46号については、許可すること、許可相当との意見を付すること、決定すること、及び、同意することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和3年第6回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前10時40分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員